

○運転技能検査の実施に関する事務処理要領の制定について

〔 令和 7 年 4 月 3 0 日 〕
〔 例規甲（免講）第 2 7 号 〕

運転技能検査の実施に関する事務処理要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項第 3 号イの規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転技能に関する検査（以下「運転技能検査」という。）の実施及び運転技能検査に従事する者（以下「運転技能検査員」という。）が受講しなければならない講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習等規則」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する公安委員会が行う運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 専決事務

この要領に定める事務は、公安委員会が行うほか、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規程第 2 号）に定めるところにより、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行う。

第 3 運転技能検査の実施機関

運転技能検査は、公安委員会が直接実施するほか道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 3 1 条の 4 の 2 及び講習等規則に掲げる要件を備えると公安委員会が認めたもの（以下「委託先実施機関」という。）に委託して行うものとする。

第 4 運転技能検査員

1 公安委員会が直接実施する場合

運転技能検査員は、2 1 歳以上の者であって、高齢者講習（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号に掲げる講習をいう。以下「高齢者講習」という。）における実車による指導に従事する者の要件を備えたものでなければならない。

2 委託先実施機関が実施する場合

- (1) 委託先実施機関は、運転技能検査員について、その者の住所、氏名及び講習等規則第 4 条第 2 項に掲げる資格要件を満たすことを証する書面を運転技能検査員確認届出書（第 1 号様式）に添付し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して公安委員会に提出しなければならない。
- (2) 運転免許課長は、運転技能検査員確認届出書により運転技能検査員としての資格要件を充足すると確認したときは、運転技能検査員確認名簿（第 2 号様式）に

登載するとともに、その旨を記載した運転技能検査員確認届出書の写しにより委託先実施機関に通知するものとする。

- (3) 委託先実施機関は、運転技能検査員が資格要件を欠いたときは、運転技能検査員資格喪失届出書（第3号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に速報するものとする。
- (4) 委託先実施機関の行う運転技能検査は、運転技能検査員確認届出書により確認を受け、運転技能検査員確認名簿に登載された者以外の者が行ってはならない。

第5 運転技能検査の対象者及び通知

1 運転技能検査の対象者は、県内に居住する次に掲げる者とする。

- (1) 法第101条の4に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者で、免許証の更新期間が満了する日（以下「更新期間満了日」という。）における年齢が75歳以上のもの
- (2) 法第97条の2第1項第3号に規定する運転免許試験の免除を受けようとする者で、法第89条に規定する免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上のもの

2 運転技能検査の通知

法第101条の4第5項の規定による運転技能検査を受けるための必要な事項を記載した書面の送付は、高齢者講習の通知に併記して行うものとする。

第6 運転技能検査の手続

1 運転技能検査の申込み

- (1) 運転技能検査は、運転技能検査の通知を受けた者が実施機関に対して行うものとする。
- (2) 実施機関は、運転技能検査の申込みを受けたときは、運転技能検査予約受理簿（第4号様式）により、受検者の希望日、更新期間満了日等を考慮して実施日を指定するものとする。
- (3) 実施機関は、更新期間満了日の間際又は失効日から6か月が経過する日の間際の者から申込みを受けたときは、期間内に受検ができるよう配慮するものとする。

2 運転技能検査の申請

- (1) 運転技能検査の受検申請は、運転技能検査受検申請書（第5号様式。以下「受検申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 運転技能検査の手数料は、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に定めるところによるものとする。
- (3) 運転技能検査の申請受理に当たっては、通知書及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カードにより受検者であることを確認するとともに、納付された手数料の額の確認に留意するものとする。

第7 運転技能検査の実施

1 運転技能検査は、高齢者講習に準じて適正な人数で編成されたグループで行う方法のほか、受検者ごとに個別に行うことも可能とする。また、高齢者講習における実車指導と合わせて行っても差し支えないものとする。

2 運転技能検査は、普通乗用車等を用いて警察庁の示す運転技能検査等実施要領（以下「実施要領」という。）に従い、次の手順で実施すること。

(1) 事前説明

検査の実施前に、コースの走行順路、課題の実施箇所及び検査中における交通事故防止等、検査の実施方法及び採点の方法並びに道路交通法令に従った適切な運転方法等について、運転評価票（運転技能検査用）（第6号様式）の裏面を活用しながら説明すること。

(2) ならし走行

受検者ごとに、おおむね300メートルにわたってならし走行を行い、受検者の緊張を和らげるとともに、車両感覚に慣れさせること。

なお、ならし走行から課題走行への移行は、原則降車させずに行うこと。

(3) 課題走行

実施機関の実情に応じて設定したコース内を、走行時間及び走行距離に従って走行させること。

なお、受検者1人当たりの走行時間は、ならし走行を除きおおむね10分以上となるよう走行距離を1,200メートル以上に設定すること。

(4) 安全指導

検査終了後、受検者ごとに個別で行い、減点した課題があった場合は、その不適切な運転行動が交通事故に起因する危険性について具体的に説明するとともに、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に繋がる可能性について理解させること。

3 運転技能検査の採点及び結果の判定

(1) 運転技能検査の採点

運転技能検査の採点は、運転評価票を用いて、警察庁の示す運転技能検査の採点基準に基づき客観的かつ厳正に行い、100点満点からの減点式採点法とする。

(2) 運転技能検査の結果の判定

結果の判定は、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者は80点以上、それ以外の者は70点以上の得点となった者を合格とする。

4 結果の通知

(1) 結果の通知は、運転技能検査受検結果証明書（第7号様式。以下「結果証明書」

という。)により行うものとする。

- (2) 運転免許課長は、委託先実施機関が実施した結果証明書の交付を委託先実施機関に行わせるものとする。
- (3) 証明書番号は、暦年ごとの一連番号(4桁)に公安委員会は00を、委託先実施機関は当該実施機関ごとに指定する番号2桁を冠し記載するものとする。
- (4) 委託先実施機関は、結果の通知に際して、重要な個人情報であることに十分留意し、封筒に入れるなど他の受検者に知られることのないよう配慮するとともに、高齢者講習受講時に持参するよう教示するものとする。
- (5) 運転免許課長及び委託先実施機関は、運転技能検査受検結果証明書受払簿(第8号様式及び第9号様式)により、結果証明書の保管及び管理を確実に行うとともに、運転技能検査受検結果証明書交付簿(第10号様式。以下「交付簿」という。)により交付状況を明らかにしておくものとする。また、結果証明書の写しを作成し、保管しておくものとする。

5 受検者への説明と苦情等に対する対応

(1) 受検者への説明

検査結果を通知した後、実施要領に従い受検者に説明を行うものとする。

(2) 苦情等に対する対応

委託先実施機関は、検査結果について受検者から苦情又は不服の申出があったときには、検査終了後に個別に説明を行うものとする。この場合、必要に応じて運転評価票を示し、採点方法及び採点結果について説明を行うものとし、説明によっても納得しない受検者に対しては、運転免許課に相談するよう教示すること。

なお、これらの苦情又は不服の申出と対応状況については、必要に応じ記録するものとする。

6 運転技能検査の結果報告

委託先実施機関は、運転技能検査の実施結果を運転技能検査実施結果報告書(第11号様式)に受検申請書、交付簿の写し及び運転評価票の写しを添えて、運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。

第8 指導、監督等

運転免許課長は、委託先実施機関が運転技能検査を適正かつ円滑に行うよう指導、監督するとともに、必要な報告を求め、運転技能検査員の技能及び知識の向上に資するため、研修を行うこととする。

第9 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿	冊	名	等	保存期間
---	---	---	---	------

運転技能検査員確認届出書（第1号様式）	資格を喪失するまで
運転技能検査員確認名簿（第2号様式）	30年
運転技能検査員資格喪失届出書（第3号様式）	1年
運転技能検査予約受理簿（第4号様式）	1年
運転技能検査受検申請書（第5号様式）	5年
運転評価票（運転技能検査用）（第6号様式）	1年
運転技能検査受検結果証明書（第7号様式）（写し）	1年
運転技能検査受検結果証明書受払簿（第8号様式）	1年
運転技能検査受検結果証明書交付簿（第10号様式）	4年
運転技能検査実施結果報告書（第11号様式）	1年

2 委託先実施機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
運転技能検査予約受理簿（第4号様式）	1年
運転評価票（運転技能検査用）（第6号様式）	1年
運転技能検査受検結果通知書（第7号様式）（写し）	1年
運転技能検査受検結果証明書受払簿（第9号様式）	1年
運転技能検査受検結果証明書交付簿（第10号様式）	4年